

●平成23年度 監査テーマ 市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【2】固定資産税の賦課について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
1	減免割合の根拠を明記すべき 〔報告書31ページ〕	平成22年度の減免申請書ファイルを開覧したところ、火災により家屋の固定資産税が6割減免されたものがあった。枚方市税条例施行規則第12条によると、減免割合が6割であれば当該家屋の価格の4割以上6割未満の価値を減じたことが要件であるが、担当者が現場確認を行っているものの家屋価格の下落割合までは計算されていない。本来は、規則にしたがって家屋価格の下落割合を算定したうえで減免割合を決定すべきであり、それが困難であれば現状の実務に即して規則を改定すべきである。	資産税課	火災減免に伴う減免割合の算定方法については、固定資産評価基準の「損耗の程度に応ずる減点補正率」により家屋の価格算定を行ったうえで、規則に従って減免割合を算定する旨、担当職員に周知徹底済みである。また今後は、被災後も課税客体として残る家屋については、価格算定に至った計算式や調査図を添付することとし、その旨についても担当職員に周知済みである。
2	システムへの入力チェックは入力者とは別の担当者が行うべき 〔報告書32ページ〕	固定資産税(償却資産)では、償却資産申告書兼課税台帳を基に市の資産税課職員が税総合オンラインシステムへ入力を行うものがある。当該台帳には入力者・チェック者の欄を設けており、作業を行った職員が氏名を記入するルールになっている。平成22年度の当該台帳を開覧したところ、入力者・チェック者欄が同一氏名の事例が見受けられた。入力の誤りを防ぐためには、システムへ入力した職員とは別の職員がチェックする必要がある。また、この事務手続きは明文化されておらず、マニュアルなどに明記すべきである。	資産税課	償却資産のマニュアルに、「確認は二回行い、一回は必ず入力者と違う者がすること」という一文を明記し、担当職員に周知の上、平成24年度より適正に点検を実施している。 また、入力および年間計画マニュアルについては作成済。
3	机上調査のサンプル抽出基準を明文化し実施すべき 〔報告書32ページ〕	資産税課では例年、税務署からサンプルで減価償却資産明細書を入手し、償却資産申告書兼課税台帳と照合する机上調査を実施する旨、マニュアルで定めている。照合により市への申告漏れと思われる資産を発見した場合はそれらを一覧にし、納税者に対して確認のうえ修正申告を求める内容の文書を送付する。しかし、サンプル抽出基準はマニュアルには定められていない。国税での所得計算上、固定資産から生じる減価償却費は損金に充てることができるため、納税者は国税へは固定資産を漏れなく申告している可能性が高く、国税資料と市への申告とを照合することは資産の申告漏れを効率良く捕捉することができる有効な方法である。したがって、サンプル抽出基準を設定し、マニュアルなどに明記したうえ実施すべきである。 また、サンプルによる調査としているのは、税務署へ赴き減価償却資産明細書をコピーする作業が必要であり、全件は困難であるためとのことである。したがって、今後は、税務署に対して、減価償却資産明細書のデータ化による一括提供などを要望していくことが望ましい。	資産税課	平成23年度包括外部監査において、「サンプル抽出基準を設定し、マニュアルなどに明記した上で実施すべき」とのご指摘を受けたことにより、平成24年4月には、机上調査のサンプル抽出基準について、取得価格の差異の大きさを1000万円から500万円に縮小するなどの改善を加えつつ明記した「実地調査マニュアル」を新たに作成し、平成24年度の調査事務に活用した。具体的には、年度の序盤に、臨時職員を活用して職業別電話帳をもとに業種別の調査リストを作成し、このリストをもとにして机上実地調査を実施した。中盤以降は、8月から採用の任期付職員を活用し、正規職員とのペアで訪問による実地調査を行った。また、もう一点のご指摘である「税務署への減価償却資産明細書のデータ化による一括提供の要望」については、平成24年7月25日付で、枚方税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官あてに「減価償却資産明細書のデータ化による一括提供をはじめ、減価償却資産に関するデータ資料による閲覧等」についての依頼を行ったが、同日付で、同統括国税調査官より「全署において減価償却資産明細書及び減価償却資産に関してデータ化はされていませんので、データ提供又はデータ資料の閲覧はできません」との回答を受理した。

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
4	対面調査方法について明文化し実施すべき 〔報告書33ページ〕	<p>税務署へ法人税の申告をしている法人については机上調査で捕捉できる。一方、そもそも税務署及び市へ税務申告を行っていない法人を捕捉するには対面調査を行う必要があるが、資産税課では現状では実施していない。今後、資産税課では医業など償却資産を保有している可能性の高い業種を中心に、対象事業者をリストアップして対面調査する予定とのことであり、マニュアルなどにサンプル抽出基準や調査内容などを定めたうえで速やかに実行されたい。また、不申告者に対しては、不申告に対する過料が課せられること(条例第86条)も周知していくべきである。</p>	資産税課	<p>多くの事業者に申告をいただくことにより税収増を図るため、平成23年度は税理士協会が主催する研修会においてリーフレットの配布を行うなど、申告指導に努めているところであるが、税務申告を行っていない法人を捕捉する方法についても事務改善を進めており、不申告法人を捕捉する方法として監査人から助言をいただいた対面調査だけではなく、不申告法人のほか、さらに事業を営む個人をも捕捉する方法として、平成24年度においては、新たに職業別電話帳のリスト化に着手しているところである。また、平成22年度まで実施できていないとのご指摘のあった対面調査については、高コストな方法ではあるものの、一定の効果が見込まれるため、費用対効果を考慮しながら、机上調査で申告に至らなかった事案などを中心に実施するよう改めた。ちなみに、予定していた申告指導の取り組みについても、調査対象の抽出基準や調査内容を明文化し、担当職員に周知のうえ、医療機関の未申告者に対して対面調査も含めた申告指導を行うとともに、減価償却資産明細書の提出を求めるなどの取り組みを行ったことで、約420万円の税収増に繋げることができた。次に、不申告者に対して過料が課せられること(条例第86条)の周知については、従前より申告書送付の際に同封している償却資産の手引きに記載しており、今後は市のホームページなどでも注意を喚起するなど、一層の申告指導に努めていく。</p>

【3】市税の徴収について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
5	差押可能額を正しく計算したうえでチェックすべき 〔報告書37ページ〕	<p>平成22年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、給与差押可能金額(国税徴収法第76条I)について納税課が算定した結果はマイナス30,400円であり、差押えができる財産はなく、生活保護法の適用基準に近い生活程度(地方税法第15条の7I2)と判断し、執行停止を行っているが、監査人が再計算したところ給与差押可能金額は49,600円となったケースが1件あった。 今後においては正しい計算表を使う必要がある。また、内部統制機能として、決議書による決裁の際にいずれかの者が再計算するなどのダブルチェックを行えるような体制の整備についても、事務量等の負荷を勘案した上で、検討すべきである。</p>	納税課	<p>包括外部監査における指摘後、速やかに正しい計算表を使うよう、徴収職員全員に周知した。 また、決議書による決裁の際に担当係長が再計算するなどのダブルチェックを行えるような体制の整備を行った。</p>
6	分割納付の安易な再分割は認めるべきでない 〔報告書38ページ〕	<p>平成22年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、長期にわたって収入未済額として滞留し、最終的に執行停止と判断されたA社の事例が1件あった。もっと早い段階で執行停止すべきであったと考える。従来は、再分割をどこまで認めるか、財産調査をどのタイミングで行うか明確な判断ルールがなかったため、結果として分割納付の再分割を繰り返したことが主な要因である。 現状では、滞納者から分割納付の申し出があったときの基本的な対応を定めており、基本的には分割納付は認めず、分割納付を認めても不履行が2ヵ月続くと原則として滞納処分に移行するルールとなっている。今後は、当該ルールに従って速やかに事務を執行すべきである。</p>	納税課	<p>分割納付等に関する事務取扱ガイドラインに沿って速やかに事務を執行している。</p>

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
7	分割納付に係る収入未済額が長期滞留しないような管理を行うべき [報告書38ページ]	<p>分納は基本的には1年以内に完済するよう返済計画を立てるが、実務上は均等月割ではなく、11ヶ月分は滞納者が支払いに耐えられる金額(数千円～数万円)で組み、最終月に残額(数十万円～数百万円)を充てるケースが散見された。「分割納付等に関する事務取扱ガイドライン」には、小額分納については担保を徴したうえで担保力を見極めて分納の履行状況を監視するか、執行停止を行うかを判断するものと定めているが、どのタイミングでどのように見極めるのかそれ以上の具体的なルールはない。</p> <p>今後は、納税課において分納債権の推移について定期的にモニタリングし、増加傾向にあればシグナルとして捉え速やかに対処するといった管理を行うべきである。現在、新システムの改修計画を立案中であり、上記のような情報を効率良く集計できるような機能を付加することも検討されたい。</p>	納税課	分割納付が増加傾向にあるか否かのモニタリングについて、28年4月稼働の新システムでは、情報を効率よく集計できる機能を有しており、分納債権の推移や履行状況などについて管理監督者がモニタリングを行い、進行管理を行っている。
8	未納延滞金についても管理すべき [報告書40ページ]	<p>納税者が納期限後に納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(当初1ヶ月は年7.3%)の延滞金額を加算して納付しなければならない(地方税法第64条)。そのため滞納者への個別の督促状や催告書には、滞納本税に加え発送日現在の延滞金の金額を記載のうえ送付している。しかしながら、市では市全体で発生している延滞金の総額を把握していない。</p> <p>したがって、少なくとも市全体で確定した延滞金については、その金額を集計し、管理すべきである。</p>	納税課	延滞金は本税が完納になって初めて確定するが、平成28年4月稼働の新システムの導入により、確定した延滞金についてはその金額を集計し、管理することが可能となった。
9	延滞金の減免について条例化に向けた準備を進めるべき [報告書41ページ]	<p>地方税法では延滞金の減免が認められており、枚方市でも「滞納整理マニュアル」に延滞金減免要件や申請手続を定めている。しかし、一般的にマニュアルは内部文書であるため市民が見る機会はなく、延滞金の減免の存在を知り得ない者がいる可能性がある。従来経験で知っている者だけが減免の恩恵を受けているとすると、不公平であるといえる。また、減免割合については、マニュアルにおいても明文化されておらず、個々の事例ごとに判断している。</p> <p>延滞金の減免要件及び減免割合についても明確に定めて、本税の減免と同様に条例化するべきであり、条例化にあたり、システム開発が必要であれば、減免の条例化とシステム開発を同時に進めるべきである。</p>	納税課	「枚方市税条例施行規則」を一部改正し、市税の延滞金の減免に関する条文(減免事由、減免申請手続)を加え、成文化を行った。 平成28年4月1日施行。

【4】保育所運営費負担金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
10	分割納付誓約書に日付が記入されていない 〔報告書48ページ〕	分割納付誓約書を閲覧した結果、分割納付誓約書に日付が記載されていないものが見受けられた。分割納付誓約書は債務承認の重要な書類となるため、必ず分割納付誓約を締結した日付を記載する必要がある。	子育て支援室	指摘を受けた後、日付を記入するよう徹底した。
11	督促状に不服申し立てができる旨を記載すべき 〔報告書49ページ〕	<p>督促状には次の事項が記載されているのみで、この督促について不服がある場合は不服申し立てができる旨が記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の入金が確認できていない ・納期限までに金融機関に納入してください ・保育料の支払には、便利な口座振替・自動振込をご利用ください <p>児童福祉法56条10項、地方税法19条2号、行政不服審査法57条により教示をする必要があると考えられるため、不服申し立てができる旨を督促状に記載する必要がある。</p>	子育て支援室	平成27年度より督促状に「期限までに納付されない場合には滞納処分を受けることとなる旨」、及び不服申し立てを行う場合に関する内容を記載している。